

高市相第512号-2
令和4年 8月 9日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

高槻市長 濱田 剛史
(公印省略)

2022年度自治体キャラバン行動・要望書について(回答)

盛夏の候、皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、令和4年7月4日付けで受け付けしましたみだしのことにつきまして、別紙のとおり回答いたします。

2022年度自治体キャラバン行動・要望書(回答)

【要望内容】

統一要望項目

1. 職員問題

① 自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。

【回答】

職員配置については、市が実施する事業を踏まえ、円滑に業務執行できる体制の確保に努めているところであり、緊急時においても、必要に応じ配置転換等を行うなど、適宜対応しております。

また、採用する職員の任用形態については、業務内容等によって決定しているところであり、引き続き職員が行うべき業務に応じた適切な人員の確保に努めていきます。
(人事企画室)

② 大阪社保協調査によると大阪府内各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須である。貴自治体の副首長・理事職以下役職者のジェンダーバランスが偏っている理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

【回答】

本市では、主査級(係長級)への昇任時に公募による試験を実施しており、広く昇任への機会を設けていますが、試験時の年齢が結婚・子育ての時期と重なることなどから、女性受験者の割合は低い状況であり、女性管理職の登用は課題であると認識しております。

女性管理職の増加に向けては、昇任試験の実施に当たり、毎年、女性職員への受験勧奨の通知を发出するとともに、より職員が働きやすい環境となるよう、適宜、人事諸制度の見直しを行っているところです。

今後も、これまでの取組を進めるとともに、研修等を通じて、女性職員が管理職として働くことをイメージできるように取り組んでいきます。
(人事企画室)

2. コロナ対応及び物価高対策

① コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山いる。土日や連休などにも生活相談・医療相談・DV相談等窓口対応ができるようにすること。

【回答】

本市コールセンターは年中無休で稼働しており、緊急性の高い生活相談等があった場合には、各所管の職員に緊急連絡を行い、適宜適切な対応を行うことが出来る体制をとっております。

(生活福祉総務課・福祉相談支援課)

【回答】

新型コロナウイルス感染症にかかる診療や検査を希望される方のために、本市では、夜間・休日を含め、新型コロナ受診相談センターを開設しております。詳細は、市ホームページをご覧ください。

(健康医療政策課)

【回答】

土日や連休などの、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）の相談等窓口については、大阪府高槻警察署及び大阪府女性相談センターが担っております。相談等窓口である両機関は、DVの予防と事象が発生した場合の迅速かつ適切な対応を図ることを目的に設置している高槻市DV対応連絡会議の構成員であり、本市との連携体制の整備を図り、対応しております。なお、土日や連休などの相談等窓口については、市民へ市ホームページやチラシ等を通して周知を図っております。今後とも、DVについて適切な対応・支援に努めてまいります。

(人権・男女共同参画課)

② 各自治体独自の現金支給等困窮者対策を充実させること。

【回答】

本市はこれまで、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」などを活用し、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている地域経済及び市民生活の回復に向けて、独自の現金支給を含む各種支援策を実施してきました。

また、今般の原油価格・物価高騰などの影響に対しては、水道基本料金及び小学校給食費を無償化し、市民や事業者等の負担軽減を図っています。

今後、国の動向等も注視しながら、適宜、市民や事業者等に対する効果的な支援策を検討してまいります。

(みらい創生室)

③ 生活困難者への上下水道料の減免を行うこと。

【回答】

令和4年度の水道料金につきましては、市内全世帯を対象に9月から12月検針分の水道料金に係る基本料金の無償化を実施予定です。

(水道部料金課)

3. 子ども・シングルマザー・貧困対策関係

① 子育て世代がコロナ禍による失業、休業等で困窮している。新たな実態調査を実施するなどして実態をつかむこと。

【回答】

新型コロナウイルス感染症により失業、休業等で困窮している世帯等に対して、市として「新型コロナウイルス関連支援情報一覧」を作成し、市民に周知するとともに、様々な支援策を実施しています。

子ども育成課においては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外分)、子育て世帯等臨時特別支援事業を令和3年度に国の給付事業として実施しました。令和4年度につきましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外分)を実施しております。

低所得者向け給付金については、非課税世帯に対してだけでなく、新型コロナウイルス感染症により、家計が急変し、収入等が一定以下まで下がり、今現在困窮している方に対しても給付しています。

(子ども育成課)

② 子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。

【回答】

子ども及びひとり親医療費助成制度の一部自己負担額の在り方については、それぞれの医療費助成制度の役割の重要性を認識しつつ、基本的には大阪府の助成制度全体の枠組みの中で検討すべきものと考えております。

また、子ども医療費助成制度において、医療保険制度上の低所得者に対して、入院時食事療養費の助成を実施しているところです。

(子ども育成課)

③ 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援すること。自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する住民や大学生などに食糧が届くようにすること。

【回答】

子ども食堂につきましては、市内で事業を実施する事業者に対して、運営に要する費用の一部を補助しております。

(子ども育成課)

【回答】

本市では社会福祉協議会において、経済的に困窮しており緊急に食品が必要な方や、そのような方への支援を行っている団体に対して、必要に応じて食品の支援ができるよう、食品預託払出事業を実施しております。

今後も引き続き、本事業の周知に努めてまいります。

(福祉政策課)

④ 小中学校の給食を自校式で実施し完全給食とし給食費を無償化すること。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行うこと。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

【回答】

給食費について、中学校分は今年度から無償化しております。

小学校分は、コロナ禍における子育て世帯への生活支援のため、今年度に限り、夏休み明けから学年末までの給食費徴収分を無償化しております。

また、本市では自校調理方式及び親子調理方式による完全給食を実施しており、今後も、文部科学省が定める「学校給食実施基準」に基づき適切に給食を提供してまいります。

次に、休校や長期休暇中における必要な子どもたちへの給食の提供については、大量調理を前提とした調理施設であるため少数分を作る調理器具がないことや、食材発注が少数となることで保護者負担額が高騰するなど、現状の学校給食をそのまま提供することは困難だと考えております。

(保健給食課)

【回答】

副食費につきましては、実費負担として幼児教育・保育の無償化実施前においても、保育料の一部として保護者にご負担いただいております。無償化実施後も引き続き副食費をご負担いただいておりますが、国に準じ、無償化実施前より保護者負担が増えることがないよう、3歳児以上に

ついて、年収約360万円未満相当世帯に対しては、副食費を免除しております。

引き続き、国の動向等を注視しながら、適切に対応してまいります。3歳以上児の副食費の完全無償化については難しいと考えております。
(保育幼稚園事業課)

- ⑤ 児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。民生委員による「独身証明書」は無意味であり形骸化しているため廃止すること。

【回答】

児童扶養手当の手続きについては、受給者のプライバシーの保護に配慮し対応しております。また、受給資格の確認については、法と国のマニュアルに基づき、要件確認のための調査と必要な書類の提出を求めています。
(子ども育成課)

- ⑥ 学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

【回答】

学校歯科健診の結果、治療が必要な場合は、早期に受診することを勧め、それでも未受診の場合には、個人懇談の機会等で再度受診を勧めるなど、工夫しながら取り組んでいるところです。

また、虫歯の多い児童生徒については、各学校において学校歯科医と連携し受診を促しております。

その上で、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化することは、現実的に難しいと考えておりますが、必要に応じて、個別に対応してまいります。

また、全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設け、フッ化物洗口に取り組むことについては、様々な課題解決に時間を要するため、早急な実施は困難だと考えておりますが、全校において口腔清掃指導を行い、ブラッシング方法や生活習慣における留意点について指導しております。

(保健給食課)

- ⑦ 「ヤングケアラー」の実態を調査し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

【回答】

子育てに関する相談の中で、「ヤングケアラー」のおそれのある児童を把握した場合は、要保護児童対策地域協議会における関係機関と連携しながら、適切に支援してまいります。

(子育て総合支援センター)

【回答】

ヤングケアラーについては、各学校において、学校生活アンケートや教育相談等を実施するなど、引き続き実態の把握に努めていきたい。

また、児童生徒に対しては、主に教職員が相談窓口となり悩み等を聞くとともにケースによっては、SC、SSWと連携し、必要な支援を行ったり、福祉機関等の支援につなげられるよう努めていきたい。
(教育指導課)

- ⑧ 子どもたちが進学をあきらめずにすむように、自治体独自の給付型奨学金を創設・拡充すること。奨学金制度は年々変わっているため、奨学金についてのわかりやすいパンフレットを毎年作成し配布すること。

【回答】

本市奨学金制度については、制度内容や申込方法等が伝わりやすいよう毎年見直しを行い、パンフレットを作成しております。また、本市独自の給付型奨学金については、引き続き、国や府、他市の動向等を注視してまいります。
(保健給食課)

4. 医療・公衆衛生

- ① コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務である。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけること。感染経路を科学的につかむために、国や行政による PCR 検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要でありクラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的な無料 PCR 検査の実施など、いつでも簡単に PCR 検査ができるようにすること。

【回答】

地域医療構想については、地域の医療関係者の協議を通じて、高齢化等の実情に応じた、病床の機能分化・連携を進めるものです。新型コロナウイルス感染症に関する医療体制の整備については、国や大阪府と連携の上、進めてまいります。
(健康医療政策課)

【回答】

新型コロナウイルス感染症の検査については、地域の診療・検査医療機関等の協力のもと、検査体制の拡充に努めています。

高齢者施設や障がい者施設等については、希望する施設に抗原検査キットを配布しているほか、職員や利用者等が有症状の場合は大阪府が設置している高齢者施設等「スマホ検査センター」を案内する等、クラスターの発生を未然に防ぐ体制を整えております。
(保健予防課)

- ② 第 5 波・第 6 波の中で、大阪の保健所は全く機能しなかったことは周知の事実である。「陽性者に対する検査数」「人口あたり確保病床数」などを比べた各都道府県のコロナ対応ランキング(慶応大学・濱岡豊教授調査)では大阪府は最下位となっている。大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかること。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望すること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症への対応を優先するため、保健所業務のうち緊急性の低い事業の縮小や延期など、国の指針等に沿って対応しております。また、庁内の応援体制により、感染急拡大時には体制を強化して対応しております。
(健康医療政策課)

5. 国民健康保険

- ① コロナ禍の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的なコロナ対策であるという意識を持つこと。こどもの均等割は無料とすること。
- ② 多くの市町村が単年度黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。大阪府国保統一化により国保被保険者が重大な被害を被っていることを

みとめ、2024年度の完全統一を延期するよう大阪府に意見を上げること。

【回答】①②

国民健康保険料につきましては、大阪府国民健康保険運営方針を踏まえ、令和6年度に向けて、大阪府内統一保険料に段階的に移行することとしています。
(国民健康保険課)

③ 国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも自治体独自に適用拡大をするとともに国に要望を上げること。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。コロナ対応保険料減免については2020年度制度より後退し適用件数が減っていることを踏まえ、自治体として国に強く意見を上げること及び独自の減免拡充を行うこと。申請については申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

【回答】

傷病手当金につきましては、国の財政支援基準を踏まえて、高槻市国民健康保険に加入する被用者を対象としております。新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免につきましても、昨年度と同様に国の財政支援基準を踏まえて実施しております。

なお、各制度につきましては、市広報誌及びホームページのほか、保険料本算定通知や保険証更新通知に制度の案内文書を同封し、周知に努めております。また、各申請書等はホームページからダウンロード可能とし、郵送での申請ができるようにしております。
(国民健康保険課)

6. 特定健診・がん検診・歯科健診等

① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。

【回答】

特定健診につきましては、全国の市町村国保の平均と比較して令和2年度はやや下回りましたが、元年度までは上回ってございました。コロナにより控えていた受診勧奨を再開し、新たな勧奨、啓発に取り組み、受診率向上を図ってまいります。

がん検診につきましては、検診受診率は胃がんのみ全国平均を下回っており、令和4年度から胃がん検診においても受診再勧奨を開始し、受診率向上を図ってまいります。

(健康づくり推進課)

② 歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定すること。成人歯科健診は18歳以上を対象に毎年、無料で実施すること。在宅患者・障害者らを対象にした訪問歯科健診、妊婦を対象にした歯科健診を実施すること。

【回答】

歯科口腔保健計画につきましては、健康たかつき21の中で「歯・口腔の健康」として計画を策定しております。

現在、18歳以上に毎年無料で歯科健診を実施しております。在宅患者・障害者らを対象にした訪問歯科健診の実施の予定はございませんが、妊婦歯科健診につきましては、実施しております。

(健康づくり推進課)

7. 介護保険・高齢者施策

- ① 高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。

【回答】

第1号被保険者保険料については、介護保険給付費等準備基金を取り崩すことで、全保険料段階の負担軽減に努めるとともに、消費税の増収分を財源とした公費投入として、第1段階から第3段階までの方を対象に、保険料率の引下げを継続しております。

また、被保険者の負担能力に応じた保険料設定となるよう、国が示す標準の保険料段階とは異なり、14段階とする多段階化の設定を継続するとともに、低所得者の保険料負担軽減を図るため、第2段階から第4段階等の保険料率を国標準より引き下げております。(長寿介護課)

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。

【回答】

介護保険料の公費による軽減措置については、消費税の増収分を財源とした公費投入として、第1段階から第3段階までの方を対象に、保険料率の引下げを実施しております。

また、保険料の減免については、市独自の制度として、保険料第1段階から第3段階の方を対象に、収入や資産等の一定の要件の下、実施しております。(長寿介護課)

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。2021年8月からの介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置(補足給付)改定の影響の実態を調査するとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。

【回答】

低所得者に対する介護保険サービス利用時の負担軽減については、高額介護サービス費等の負担上限額を設定するなど、負担軽減を図っております。

また、食費・居住費の負担軽減制度の改正については、在宅で介護を受ける方との公平性等の観点から、負担能力に応じた負担となるよう、全国一律の措置として行われたものと考えております。

(長寿介護課)

- ④ 総合事業(介護予防・生活支援総合事業)について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

【回答】

イ 要支援認定者がサービス利用を希望する際は、地域包括支援センター等のケアマネジメントにより、サービスを利用いただいております。介護予防・生活支援サービスの利用についても同様と考えます。また、要介護(要支援)認定申請につきましては、制度周知と併せ、認定有効期間終了のおよそ60日前に、更新申請の案内通知を行っております。

ロ 有資格の訪問介護員による「介護予防訪問サービス」について、本市では報酬の上限である「国が定める単価」と同額を設定しております。
(長寿介護課)

⑤ 居宅介護支援事業所(ケアプランセンター)に対する支援について

イ、「一定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたケアプラン届出・検証」や「事業所単位で抽出するケアプラン検証」などについては、利用制限を行う趣旨でないことを明確にし、ケアマネジャーの裁量及び利用者の希望を尊重した取り扱いを行うこと

ロ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

【回答】

イ これらの検証についてはサービスの利用制限を行う趣旨ではなく、利用者の意向や状態に合った、本人の自立支援・重度化防止にとってより良いサービスの提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的としていると認識しております。運用に当たっては目的に沿った取り扱いを行ってまいります。

ロ 「自立支援型地域ケア会議」として「個別ケース検討会議」を実施しています。ここでは、要介護者等の自立を支援するために、「自分の意思で主体的に生活できること」「高齢者自身がやりたいこと実現できること」を自立と考え、この状態に向けた支援策を検討し、ケアマネジメントの資質向上を図っております。
(長寿介護課)

⑥ 保険者機能強化推進交付金については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

【回答】

「目標」については、本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下、「計画」という。）において、地域包括ケアシステムの構築等を計画における目標としています。自立支援、介護予防及び重度化防止等については、目標としてではなく、施策展開のための概念として位置づけており、計画ではあくまで個々の事業に係る実績値目標を定めているものです。
(長寿介護課)

⑦ 高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

【回答】

本市においては、希望者に対して週数回の声かけ・訪問を行う高齢者地域支えあい事業、食事の提供と同時に安否確認を行う配食サービス事業などを実施しており、引き続き、地区福祉委員や民生委員児童委員、老人クラブなどが取り組まれている地域の助け合い活動等との連携を通じて、熱中症予防を含めた高齢者の見守りに努めてまいります。
(長寿介護課)

⑧入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】

施設整備等については、第8期介護保険事業計画策定時に、本計画策定の基礎資料として介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査等を実施し、介護サービス等に対する利用状況、利用意向などを把握しております。それらを踏まえ、日常生活圏域ごとに適正なサービスが提供できるよう計画的な整備に努めているところです。
(長寿介護課)

⑨介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

【回答】

介護職員にかかる処遇改善については、令和4年度介護報酬改定により、処遇改善加算及び特定加算に加え、ベースアップ等支援加算についても実施される予定となっております。

なお、介護人材確保や定着支援については、市広報誌等を通じた介護の仕事の魅力発信や、介護職員のスキルアップに資する研修会等に取り組んでいます。
(長寿介護課)

⑩軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

【回答】

障がい者手帳をお持ちでない、加齢に伴う難聴者への補聴器購入支援については、引き続き国等の動向を注視してまいります。
(長寿介護課)

8. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定(要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

【回答】

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用については、従来から、法の規定を踏まえた対応を行っております。引き続き、適切に対応してまいります。

(障がい福祉課)

②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

【回答】

従来から、対象となる方には個別に案内を送付するなど、制度趣旨をご理解いただけるよう努めております。引き続き、丁寧な説明を行うとともに、厚生労働省発出の各種通知等を踏まえた対応を行ってまいります。
(障がい福祉課)

③2007 年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015 年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領:令和4年4月)」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

④介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづき運用を行うこと。

【回答】※③、④を合わせて回答

従来から、対象となる方の個々の状況に応じて、厚生労働省発出の各種通知等を踏まえた対応を行っております。引き続き、障がい福祉サービスの支給決定を行う場合は、個々の状況を勘案し、適切に対応してまいります。
(障がい福祉課)

⑤介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎない。および、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体の HP や障害者のしおりなどに正確に記述すること。

【回答】

障がい福祉サービスを継続して利用可能な場合があることについて、65歳を迎え、対象となる方に個別に案内を送付しております。また、本市で発行している「障がい者(児)のあらし」(HP掲載)においても記載しております。
(障がい福祉課)

⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

⑦介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

【回答】※⑥、⑦を合わせて回答

制度間の課題が解消されることや実績に応じた適切な財政措置を講じることについて、大阪府市長会を通じて、国に要望しております。
(障がい福祉課)

⑧障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

【回答】

共生型サービスの指定を受けた事業所を利用していただくことで、要介護認定後もそれまでと同一の事業所からのサービス提供を受けることが可能です。
(障がい福祉課)

⑨障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

【回答】

市民税非課税世帯に属する方の障がい福祉サービスの利用者負担はありません。
(障がい福祉課)

⑩2018 年 4 月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

【回答】

障がい者医療費助成制度について、大阪府及び府内市町村の共同事業として、基本的には大阪府の福祉医療費助成制度全体の枠組みの中で取り組んでまいります。
(障がい福祉課)

9. 生活保護

① コロナ禍の中においても各自治体の生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいるその原因を明らかにすること。申請を躊躇わせる要因となっている「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

【回答】

扶養照会については、国の実施要領等に基づき、必要な範囲で実施しております。また、窓口において、相談者が明確な申請意思を示された場合には申請を受理することとしており、申請権を侵害するような対応がないよう、また、申請権の侵害であると疑われるような対応がないよう徹底しているものです。
(生活福祉総務課)

② 札幌市など全国各地で作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。

札幌市生活保護ポスター <https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

【回答】

本市ホームページに「生活保護の申請は国民の権利であること」を明記し、生活保護制度をわかりやすく説明した「生活保護のしおり」を掲載するとともに、当該しおりを窓口にも常時配架することにより、幅広く生活保護制度に関する周知を図っております。
(生活福祉総務課)

③ ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協に報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

【回答】

生活保護の実施体制については、正規職員による増員を行っているところではありますが、引き続き福祉専門職を含めた正規職員の増員配置により、社会福祉法に規定される標準数を満たすよう努めてまいります。研修については、国や府が実施する外部研修及び所内での定期研修などによりケースワーカーの相談援助技術等の向上を図っているものです。また、申請権を侵害するような対応がないよう組織的に徹底しているものです。
(生活福祉総務課)

④ シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

【回答】

ケースワーカーの担当については、原則地区担当制としておりますが、訪問調査を実施する際には、人権を侵害するような対応がないよう徹底するとともに、各被保護者の状況に応じて適正な支援となるよう配慮しております。
(生活福祉総務課)

⑤ 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。

(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

【回答】

「生活保護のしおり」については、別紙のとおり最低限度の生活の保障及び自立の助長という生活保護法の目的を明記し、制度をわかりやすく説明したものにしており、窓口にて常時配架しています。また、相談に来られた方については、生活に困っておられる事情をお聞きして、個々の状況に応じて懇切丁寧に分かりやすく制度説明を行い、申請のご意思があれば速やかに申請書を記入していただいております。

(生活福祉総務課)

⑥ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。

【回答】

急病時等については医療機関との連携を継続し、受診できるようにしております。なお、医療券に代わる医療証等の検討については、国において総合的に判断されるものと考えております。健診については、所管課と連携し、対象者に案内を送付する等、受診奨励に努めております。

(生活福祉総務課)

⑦ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】

警察官OBについては、暴力団員等に対する適正な生活保護の取り扱いの徹底や、行政対象暴力による不正受給の防止のため配置しておりますが、申請権の侵害とならないよう十分に配慮しているものです。なお、「適正化」ホットライン等については、実施しておりません。

(生活福祉総務課)

⑧ 生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。

【回答】

生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態と生活扶助基準を比較した結果、両者に乖離が生じていたことから全国的な見直しが行われております。冬季加算についても、一般所得世帯の冬季に増加する光熱費の実態を反映させ、全国的な見直しが行われております。

また、住宅扶助についても、地域の家賃実態を反映した適正な水準となるよう全国的な見直しが行われたものです。

(生活福祉総務課)

⑨ 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

【回答】

経過措置については、厚生労働省通知に基づき、適切な取扱いに努めております。

(生活福祉総務課)

⑩ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限

定は実施しないよう国に求めること。生活保護利用者の国保加入については反対を表明し国に意見を上げること。

【回答】

生活保護法及び医療扶助運営要領に基づき適切な医療扶助運営に努めております。例えばジェネリック医薬品の使用について、医師の医学的見地に基づきジェネリック医薬品への変更ができない場合については、引き続き先発医薬品を使用しても良い取り扱いになっており本市においてもその取り扱いを遵守しております。
(生活福祉総務課)

⑪ 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

【回答】

大学や生業扶助の対象とならない専修学校で就学する場合に、その就学について特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合については世帯分離をして差し支えない取り扱いとなっております。本市においてもその趣旨を踏まえ、生活保護法及び保護の実施要領に基づき世帯の自立助長に繋がるよう適切な取り扱いを行っております。
(生活福祉総務課)